

## 「裁判所の姿勢をどのようにして改善させたか？」

2011. 10. 21

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村達也

裁判所は法秩序維持の視点から、「借りたお金は返すべきだ」「債権者は債務者に支払い請求をして当然である」という考え方に立っている。また借り主に対し、簡単に「債務の免除」や「返済猶予」を認めては法秩序が乱れるし、国民の倫理観が崩れると考えている。

しかし現実問題として、そうした考え方は、借主に処分できる財産があるが、支払能力があり、また努力すれば将来において返済が完了しうるものが前提です。

借主の債務が過大で、生涯働いても返済不能状態に陥っている場合、借主の資産を全て処分しても到底返済不能状態になっている場合に、債権者は借主に対する支払い請求を認めれば、借主の平穏な生活や就業の平穏を害することになる。

貸金業者、特に消費者信用業者の貸付が高金利であり、借主の返済能力を無視した過剰融資をしている場合には、これは債権者側の融資者責任と認めて債権者の違法、不当な債権請求を自粛、若しくは禁止しなければなりません。

そこで裁判所に消費者信用業者の営業実態や借主の支払不能状態を正しく知らしめることが求められる。

日本では、日本弁護士連合会の消費者保護委員会が裁判所と再三に亘って懇談会を持ち、自己破産・免責手続のあり方、債務弁済調停手続のあり方について協議を続け、多重債務者の状況や業界の実態を知らせてきた。

また最高裁判所の許可を得て、委員が全国の裁判所の破産事件記録調査を行うなどして、自己破産に至った多重債務者の生活実態、状況調査を行い分析して公表、業者側の高金利、過剰与信、違法取立の状況などを裁判所、特に破産部の裁判官に知らしめるよう努めてきた。

また、弁護士や司法書士が学者らと共に、任意の運動団体（全国クレジット・サラ金問題対策協議会）を結成し、この協議会が全国の弁護士や司法書士らと共に「多重債務の現状とその救済方法」について、毎年、研究会、研修会、シンポジウムを開催し、マスコミ、世論を喚起し、学者に論文を書いてもらいながら裁判所実務を徐々に変更させていった。

また違法取立を規制する新判例が出されれば、マスコミに報道してもらい、業者側の違法取立行為を世間に認識させるような活動を順次継続することによって、世論が変わり、裁判所の認識も徐々に変わっていった。

始めは私達の運動に対し、激しい敵意を示した裁判官もいたが、裁判所に大量に申請させられる破産申立、調停、損害賠償請求事件などから、これらの裁判官も段々と社会の消費者信用業界の違法・不当な営業実態を理解し、消費者、借主の救済の必要性を認識していったものである。

またこうした事件については、申請代理人に全国の多くの弁護士が名前を連ねて、裁判所にプレッシャーをかけるという方法もとられた。